現行 改正 (新設) 証券検査に関する基本指針

## I 検査の基本事項

#### 1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益 又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(別 紙「検査対象先」のとおり)の業務又は財産の状況等を検証することによ り経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点 を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対<u>する</u> 適切な措置、施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を 有する部局。)へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とす る。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システミック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の規模・特性を勘案した、木目細かな検査対応を行うことにより、検査の効率性、実効性をより高めて行く必要がある。また、法令等違反行為の検証を基本としつつも、さらに進んで、公益の確保や投資者保護を念頭に、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、それぞれの規模・特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を 行うためには、業者の規模・特性を勘案しつつ、以下のような目的及び 方法(基本原則)に留意して行う必要がある。

(証券検査の目的)

# I 検査の基本事項

#### 1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益 又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(別 紙「検査対象先」のとおり)の業務又は財産の状況等を検証することによ り経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点 を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対して 適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督 権限を有する部局。以下同じ。)に対して必要な情報を提供する等の措置 を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システミック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の業務、規模その他の特性を勘案した、メリハリのある検査対応を行うことにより、検査の効率性・実効性をより高めて行く必要がある。また、法令並びに自主規制機関等(認可金融商品取引業協会等)の定款及び諸規則(以下「法令等」という。)の違反行為の検証を基本としつつも、更に進んで、公益又は投資者保護の観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、検査対象先の特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には、検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を 行うためには、業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法(基 本原則)に留意して行う必要がある。

# (1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者 の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的と するものである。
- ② 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢及び リスク管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とす るものである。
  - (注) 「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の 自覚を促すことを目的とするものである。

### (証券検査の方法)

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めることとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、証券監督行政と十分連携して行うこととする。
- 2. 検査官の心構え
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 適正な手続きの遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適 正な手続きに基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査 業務を遂行しなければならない。

(4) 信用保持 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検

- ① 証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢 の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。
  - (注) 「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。 「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場 リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。 以下同じ。

### (2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。
- ④ 証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。
- 2. 検査官の心構え
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適 正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂 行しなければならない。

(4) 信用保持 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検 査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁 を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努め なければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令<u>・諸規則</u>等を正しく理解し、 金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努め なければならない。

3. 関係部局との連携等

証券監視委は、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。 以下同じ。)への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検 査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間にお いて、必要な情報の伝達や検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に 実施するなど連携を図るものとする。

なお、金融庁検査局又は監督局(財務局等にあっては理財部又は財務部)等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

# 4. 自主規制機関との情報交換等

- (1) 認可金融商品取引業協会などの<u>自主規制機関の検査部門等と情報交換を積極的に実施することで、業界及び個々の検査対象先の実態把握並びに自主規制機関との問題意識の共有化</u>に努めるものとする。
- (2) 研修への相互参加や自主規制機関<u>による検査業務の実施</u>状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

査の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 実態の把握

検査官は、常に穏健<u>かつ</u>冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答 弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努 めなければならない。

(6) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督<u>部</u>局(財務局等にあっては<u>いずれについても</u>理財部又は財務部<u>以下同じ。</u>)等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

- 4. 自主規制機関との連携等
  - (1) 認可金融商品取引業協会など<u>自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。</u>
  - (2) <u>こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、</u> <u>情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、</u>自主 規制機関<u>の業務の</u>状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、 自主規制機能の強化に資するものとする。

#### Ⅱ 検査実施の手続等

#### 1. 検査の基本方針及び基本計画の策定

証券監視委事務局は、毎年度の当初に「検査基本方針」及び「検査基本計画」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、<u>また、策定した</u>「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。

#### 2. 検査実施計画の策定

#### (1) 検査実施計画の策定

証券監視委事務局及び財務局等は、「検査基本方針」及び「検査基本計画」に基づき、「検査実施計画」を策定する。「検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針や経済環境及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする。また、テーマ別特別検査の必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

(新設)

#### Ⅱ 検査実施の手続等

### 1. 証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、毎年度の当初に「<u>証券</u>検査基本方針」及び「<u>証券</u>検査 基本計画」を策定<u>し、公表</u>するものとする。これらの策定<u>及び公表</u>に当 たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局 の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することと する。

# 2. 証券検査実施計画の策定

# (1) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「<u>証券</u>検査基本方針」及び「<u>証券</u>検査基本計画」に基づき、「<u>証券</u>検査実施計画」を策定する。「<u>証券</u>検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする(市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。)。また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査を行う(以下「テーマ別検査」という。)必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

# ① 基本的考え方

- イ. 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等の検証を行うものとする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況等の検証を行うものとする。
- <u>口.</u> 上記イ. 以外の業者(流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う業者等(下記ハ.に該当する業者等を除

①~④ (略)

- (2) (略)
- (3) グループー体型の検査実施計画の策定

「検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループー体型の「検査実施計画」を策定するものとする。

- (4) 特別検査<u>に関する検査実施計画の策定</u> (略)
- 3. 検査の種類
- (1) (略)
- (2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委、財務局等が単独で、担当 する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。
  - ①・② (略)
  - ③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局<u>(財務局等にあっては、理財部又は財務部。以下同じ。)</u>と時期を同じくして行う検査をいう。

4. (略)

く。))については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、検査実施の優先度を判断する。

ハ. 無登録業者等による重大な金融商品取引法違反に対しては、 監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活 用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に 実施する。

②~⑤ (略)

- (2) (略)
- (3) グループー体型検査

「<u>証券</u>検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な 検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、 一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先 がある場合は、必要に応じて、グループー体型の<u>証券</u>検査実施計画 を策定するものとする。

(4) 特別検査 (略)

- 3. 検査の種類
  - (1) (略)
  - (2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委<u>又は</u>財務局等が単独で担当 する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。 ①・② (略)
    - ③ 同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と 時期を同じくして行う検査をいう。

4. (略)

#### 5. 検査予告

- \_\_ 原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の 重点事項<u>あるいは</u>検査の効率性<u>と実効性</u>を総合的に勘案してケー スバイケースで<u>検討を行い、予告することが適当と判断した場合は</u> 予告検査とする。
- \_\_ 予告は検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査官が検 査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、検査着手日 等必要な事項を伝えるものとする(8.(1)参照。)。

主任検査官は、予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

#### 6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、 臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、予告 日の前営業日とする。)。

- (注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点で の検証を要するというものではない。
- 7. (略)
- 8. 検査実施の留意事項
- (1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査<u>に</u>着手<u>した</u>時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。

- ①~③(略)
- ④ 検査モニターの概要
- ⑤ 意見申出制度の概要
- ⑥•⑦ (略)
- ⑧ その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、<u>電話</u>予告時に上記の①、②の項目の 説明と検査着手日の伝達<u>及び</u>予告日以後の資料保存等の要請を行

### 5. 検査予告

- (1) <u>臨店検査については、</u>原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検 負担の軽減等を総合的に勘案してケース・バイ・ケースで予告検査 を実施する。
- (2) 検査予告は<u>臨店</u>検査着手日の概ね1週間から2週間前に主任検査 官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、<u>臨店</u> 検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(8.(1)参照。)。

主任検査官は、<u>検査</u>予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

#### 6. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、 臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、<u>検査</u> 予告日の前営業日とする。)。

- (注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点で の検証を要するというものではない。
- 7. (略)
- 8. 検査実施の留意事項
  - (1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検 査命令書及び検査証票を提示し、<u>原則として、</u>以下の事項について 説明を行うものとする。

- ①~③(略)
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ 検査モニターの概要
- ⑥•⑦ (略)
- ⑧ その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、<u>検査</u>予告時に上記の①<u>及び</u>②の項目の説明と<u>臨店</u>検査着手日の伝達並びに検査</u>予告日以後の資料保

うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行う<u>こと</u>とする。予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する<u>こと</u>とする。それ以外の項目については、臨店初日までに説明する<u>こと</u>とする。

<u>また</u>、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

### (2) 現物検査

- ① (略)
- ② (略)

イ. (略)

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て検査を実施するよう努める。

#### (3) 検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的に検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した 事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な 指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

- ② (略)
- ③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、検査中に把握した事項について以下の点に留意 し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行う など証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」と いう。)と適宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとす る。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委 存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行う<u>もの</u>とする。<u>また、検査</u>予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達する<u>もの</u>とする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに説明するものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

# (2) 現物検査

- ① (略)
- ② (略)

イ. (略)

ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には<u>現物</u>検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て<u>現物</u>検査を実施するよう努める。

### (3) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、<u>臨店</u>検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な<u>臨店</u>検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

- ② (略)
- ③ 法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、<u>臨店</u>検査<u>期間</u>中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由)、早期に取りまとめるものとす

事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

#### イ. ~ホ. (略)

- (注) 財務局等にあっては、<u>審査係(</u>各局の審査担当等を経由)と適 宜、密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。
- ④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票((11)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

### (4) 検査対象先の就業時間への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮するものとする。

# (5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的、効果的検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに) に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等 の把握に努める。
- ② 臨店終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、

る。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視 委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を 図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

#### イ. ~ホ. (略)

- (注) 財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由<u>して審査</u> 係と密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。
- ④ 証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。以下同じ。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては、証券検査指導官)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票((11)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

### (4) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

<u>臨店</u>検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、 就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとす るが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に<u>臨店</u>検査を行うこと のないように配慮するものとする。

# (5) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的<u>かつ</u>効果的<u>な臨店</u>検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、<u>臨店</u>検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店<u>検査</u>初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店<u>検査</u>終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店<u>検査期間</u>中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、

コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果、問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。

(新設)

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについて も改めて説明するものとする。

エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付する<u>こと</u>とする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票((11)①参照)で当該相違が明らかな場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも必要に応じて経営陣との意見交換を行い、検査の進捗状況や、検査対象先の検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も<u>適宜</u>行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

## (6) 検査対象先への指示

検査官は、検査実施中、事実の解明又は認定に止めるものとし、その<u>把握した</u>事実に基づき検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

# (7) 検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把

コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行うものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

\_ エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付する<u>も</u> <u>の</u>とする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票((11)①参照)で当該相違が明らかな場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて経営陣との意見交換を行い、<u>臨店</u>検査の進捗状況や、検査対象先の<u>臨店</u>検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

# (6) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、<u>臨店</u>検査実施中、事実の解明又は認定に<u>努</u>めるものとし、その<u>解明又は認定</u>した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

# (7) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「<u>証券</u>検査基本方針」を十分 踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努 めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把

握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の<u>規模</u>、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的<u>、</u>画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

### (8) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席の要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

# (9) 検査対象先からの申し入れ等

検査官は、検査対象先から検査に関する申<u>し</u>入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申<u>し</u>入れ等について慎重な取扱いが必要<u>と</u>判断した場合には、証券検査監理官<u>(財務局等にあっては証券取引等監視官)</u>へ連絡するものとする。

### (10) 計数等による実態把握

検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

### (11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものと し、以下の方法によるものとする。 握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

### (8) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席<u>について</u>要請があった場合には、検査に支障が生じない 範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

### (9) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から<u>臨店</u>検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要<u>である</u>と判断した場合には、証券検査監理官へ連絡するものとする。

# (10) 計数等による実態把握

<u>臨店</u>検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

# (11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先<u>の</u>役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先<u>の</u>役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

### ① 整理票(別紙様式2)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事 実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて整 理票を作成する。

### ② 質問票(別紙様式3)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要 に応じて質問票を作成する。

#### (12) 業務運営等の基本的問題の把握

検査官は、検査において認められた業務運営上の問題について、 事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触する か否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の 問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究する ものとする。<u>さら</u>に、経営方針等との<u>相互</u>関連性を検証することに より、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に 応じ、整理票を作成するものとする。

(新設)

#### (13) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官(財務局等にあっては証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査監理官は主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。)に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

### ① 整理票(別紙様式2)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該 事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じ て、整理票を作成する。

### ② 質問票(別紙様式3)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、 必要に応じて、質問票を作成する。

### (12) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、<u>臨店</u>検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。<u>更</u>に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

# (13) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認(反面調査)する必要があると判断した場合には、証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては証券取引等監視官。以下同じ。)に報告し指示を受けて行うものとする。

# (14) 問題発生時の対応

主任検査官は、<u>臨店</u>検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により<u>臨店</u>検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。<u>証券監視委においては、</u>証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券検査課長に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに<u>、</u> 検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとす る。

### (14) 臨店検査期間の変更

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上臨店を終えるように努めることとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては証券取引等監視官)にその旨報告し、期間の延長の是非について指示を受けることとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官(財務局等にあっては証券取引等監視官)にその旨報告し、期間の短縮の是非について指示を受けることとする。証券検査監理官は臨店検査期間の変更の指示を行った場合は、速やかに証券検査課長にその旨報告するものとする。

(新設)

### (15) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

<u>証券監視委においては、</u>証券検査監理官は<u>、主任検査官に指示を与えるに先立ち、</u>証券検査課長に報告<u>を行い、指示を受ける</u>ものとする。

# (16) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、 直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。 証券検査課長は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、 検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、検査の継続が困難であると考えられる場合には、主任検査官は直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続若しくは中断又は中止する場合は、 主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により 伝達するものとする。

(注) 災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情に より、検査の継続が困難であると考えられる場合には、上記と 同様の取扱いとする。

# (15) 反面調査の留意事項

(削る)

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認(反面 調査)する必要があると判断した場合には、証券検査課長(財務局等 にあっては証券取引等監視官)に報告し指示を受けて行うものとす る。

#### (16) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、 個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係(財務局等にあっては各局の審査担当等を経由)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

# 9. 検査資料の徴求

### (1) 既存資料の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じるものとする。

# (2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努める<u>ものとし、</u>依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、検査<u>業務の</u>優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして 迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

#### (3) 資料の返却等

#### (17) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、 個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係(財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

### 9. 検査資料の徴求

### (1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

# (2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努める<u>とともに、</u>依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、<u>臨店</u>検査<u>における</u>優先順位や 検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて<u></u>書面を取り交わす などして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を 常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

#### (3) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等 として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じ ない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

#### 10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、証券監視委及び財務局等による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

# (2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」<u>及び</u>「意見受付(アンケート方式)」 の<u>2つの</u>方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

### ① 意見聴取

# イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部(事務局 長、総務課長、証券検査課長等)とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取 引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者) とする。

# 口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

# ② (略)

イ.・ロ. (略)

# ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目(土日祝日を除

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として<u>検査会場からの</u>持出しや返却等の要求があった場合には、<u>臨</u>店検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

#### 10. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により<u>臨店</u>検査の実態を 把握すること<u>により</u>、証券監視委及び財務局等による適切な<u>臨店</u>検査の 実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目 的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、<u>原則として、</u>以下 のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

#### (2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」<u>又は</u>「意見受付(アンケート方式)」 の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

### ① 意見聴取

# イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部(事務局 長、担当次長、総務課長、証券検査課長等)とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者)とする。

# 口. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、<u>臨店</u>検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

### ② (略)

イ.・ロ. (略)

# ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の10日目(行政機関の休日

く)を目安とする。

#### ③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の 実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、必要に応 じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

#### 11. 講評等

\_ 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指 摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対 し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長<u>(財務局等にあっては証券取引等監視官)</u>が公益 又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を 行わない場合もある。

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、 当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- イ. 検査で認められた事実のうち、法令等違反や公益又は投資者保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況(以下「法令違反事項等」という。問題が認められない場合にはその旨)を伝達する。
- <u>ロ.</u>上記<u>イ.</u>のうち、<u>意見</u>相違<u>となっている</u>事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。
- \_\_ 主任検査官は、<u>必要に応じ、</u>講評内容に変更が生じた場合は、改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- \_\_ 講評の際の出席者

# <u>イ. 当局</u>

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

# 口. 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

# \_\_ 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により検査対象先の責任者に対して伝

を除く。)を目安とする。

#### ③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、<u>実施</u>者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

#### 11. 講評等

(1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指 摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対 し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

- (注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、 当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。
- \_\_ 検査で認められた法令等違反<u>行為又は</u>公益<u>若しくは</u>投資者保護 上問題と思われる業務の運営<u>若しくは</u>財産の状況を伝達する。
- <u>また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。</u>
- \_\_ 上記①のうち、<u>検査対象先と認識が</u>相違<u>した</u>事項(以下「意見相 違事項」という。)を確認する。
- (2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、<u>必要に応じて、</u> 改めて講評を行う旨を説明するものとする。
- (3) 講評の際の出席者
  - \_\_ 証券監視委又は財務局等
    - 原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。
  - \_\_ 検査対象先
    - 検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。
- (4) 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により検査対象先の責任者に対して伝

達する方法(指摘事項がない場合等、証券検査課長(財務局等にあっては証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達する。)で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

# 12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上<u>、</u>手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を検査<u>に</u>着手<u>した</u>時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

# (2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ.確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者(検査対象先の代表者)の意見を意見申出書(別紙様式5)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違 事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出す る。

口. ~木. (略)

# ② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて証券監視委において審理を行う。
- 口. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。
- ③ 審理結果の回答方法

達する方法(指摘事項がない場合等、証券検査課長が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達する。)で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

#### 12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上<u>並びに</u>手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を<u>臨店</u>検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

### (2) 意見申出制度の概要

- ① 意見申出書の提出等
  - イ. <u>申出者(検査対象先の代表者)は、</u>確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式5)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相 違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出 する。

口. ~木. (略)

# ② 審理手続等

- イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が 作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を 行う。
- 口. 審理結果については、検査結果通知書(案)に反映させる。
- ③ 審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含した形で処理する。

#### 13. 検査結果の通知

検査<u>の</u>結果については、証券監視委の議決後速やかに(財務局等にあっては財務局長等説明後<u>速やかに</u>)証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする(別紙様式 7)。(新設)

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に 行うよう努めるものとする。

### 14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令違反<u>事項等</u>の事実 関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を 行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付 議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視 委事務局より監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

# 15. 検査結果等の公表

# (1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、<u>ホームページ</u>上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。
- ② 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適

審理結果については、検査結果通知書に包含する。

#### 13. 検査結果の通知

検査結果については、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明後)<u>速やかに</u>証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする(別紙様式 7)。ただし、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査結果通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、3月以内を目途に 行うよう努めるものとする。

### 14. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係 並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行う ことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議す るものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視 委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

# 15. 検査結果等の公表

# (1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、<u>証券監視委のウェブ</u>サイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。
- ② 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、

宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の 公表は控えることとする。

③ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

# (2) 検査対象先の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に 係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査期間 中(予告検査の場合にあっては予告日から臨店検査終了までの間)、<u>ホ</u> ームページ上で検査対象先を公表するものとする。

### 16. その他留意事項

#### (1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況<u>や、</u>次回の本店等検査の参考となるものを検証する。

(2)・(3) (略)

# (4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態 又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、<u>さら</u>には検査の具 体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎 重を期す観点から、以下のとおり取扱うこととする。

① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に 検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検 査終了後であれば証券検査課長(財務局等にあっては証券取引等監 視官)の事前の承諾なく、検査・監督部局、自主規制機関及びこれ 適宜、公表する。なお、<u>この場合、</u>原則として、検査対象先の名 称又は商号等の公表は控えるものとする。

③ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずる場合もある。

### (2) 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査<u>着手日</u>(予告検査の場合にあっては<u>検査</u>予告日)から臨店検査終了日までの間、<u>証券監視委のウェブサイト</u>上で検査対象先<u>名</u>を公表するものとする。

### 16. その他留意事項

#### (1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況<u>及び</u>次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2)・(3) (略)

# (4) 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、<u>更</u>には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- (注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要 請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容を いう。
- ① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に 検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店 検査終了後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、<u>検査関係情</u> 報及び検査結果通知書を検査・監督部局、自主規制機関及びこれ

らに準ずると認められる者以外の第三者に開示してはならない旨 説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式8)に検査対象先の責任者 から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査 中に弁護士、公認会計士、不動産鑑定士と相談する場合(今回検査 に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告 を求めたうえで、検査の実効性確保に支障がないと認められる場合 は当該報告で足りるものとする。また、外部の弁護士、公認会計士、 不動産鑑定士等の専門家が、検査対象先の組織内に設置された内部 管理を目的とした委員会等の構成員となっている場合については、 第三者に該当しないものとする。

- ② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式9)による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長(財務局等にあっては証券取引等監視官)は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。なお、臨店検査中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合は、検査対象先からの「開示承諾申請」は要しない。(検査対象先から申請が行われることが想定される事例)
  - ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
  - ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁 護士、外部監査人、業務委託先等への開示
  - ・検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
  - ・検査対象先に係る破産<u>や</u>民事再生手続<u>き</u>が開始された場合にお ける管財人、監督委員への開示
  - (注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要 請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容 をいう。

皿 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施す

らに準ずると認められる者以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式8)に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査期間中に外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家と相談する場合(今回の検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、<u>臨店</u>検査の実効性の確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。また、外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家が、検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている場合については、第三者に該当しないものとする。

② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式9)による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合は、検査対象先からの「開示承諾申請」は要しない。

(検査対象先から開示の申請が行われることが想定される事例)

- 持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- ・ 検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる 弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる 企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産<u>手続又は</u>民事再生手続が開始された場合に おける管財人又は監督委員への開示

Ⅲ 施行日

本指針は、平成17年7月14日を検査基準日とする検査から実施する。

る。

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(新設)

#### Ⅳ 参考 (略)

• 検査対象先

(1) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2)~(17) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(改正)

本指針は、平成18年7月3日から適用する。

(改正)

本指針は、平成19年9月30日から適用する。

(改正)

本指針は、平成20年8月11日から適用する。

(改正)

本指針は、平成21年6月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年7月29日から適用する。

(改正)

本指針は、平成22年11月10日から適用する。

(改正)

本指針は、平成23年7月4日から適用する。

### Ⅳ 参考 (略)

- ・検査対象先
- (1) (略)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金融商品取引法第56条の2第2項、 第194条の7第3項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金融商品取引法第57条の10第1 項、第194条の7第3項)
- (4) 指定親会社(金融商品取引法第57条の23、第194条の7第3項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金融商品取引法第57条の26第2項、第194条の7第3項)
- <u>(6)~(21)</u> (略)
- (22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品 取引法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金融商品取引法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 外国金融商品取引清算機関(金融商品取引法第156条の20の12、第

<u>(18)~(28)</u> (略)

(29) その他、上記(1)から(28)までに掲げる法律により証券検査の対象 とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移 転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)により証 券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施する<u>こと</u>とす るので留 意する。

イ.・ロ. (略)

ハ. 証券金融会社、<u>保管振替機関、保管振替機関の参加者、</u>振替機 関又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条 第 7 項(附則第 5 条により読替え))

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

194条の7第3項

(25)~(35) (略)

(36) その他、上記(1)から(35)までに掲げる法律により証券検査の対象 とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪による収益の移 転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)により証 券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施する<u>もの</u>とす るので留 意する。

イ.・ロ. (略)

ハ. 証券金融会社、振替機関又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法 第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。